

第56回（令和元年度第2回）富良野市都市計画審議議事録（要点筆記）

日 時 12月24日（火） 午後3時00分～午後5時00分
場 所 富良野文化会館 第1会議室
出席者 水間委員、渋谷委員、松下委員、及川委員、藤本委員、山田委員、浦田委員
年代委員、荏原委員
事務局 小野建設水道部長、佐藤都市建築課長、竹内都市建築係長、上野都市建築係主査
市（説明） 稲葉総務部長、西野企画振興課長、入交企画振興係長、渡辺企画振興係



開 会(15:00)

（進行:事務局）

ただ今より、令和元年度第2回、都市計画法に基づく法定審議会としては通算で56回目の都市計画審議会を開催します。

本日の審議会は、委員数13名に対し9名の出席を賜りました。これにより、富良野市都市計画審議会条例第6条の規定により、本審議会は成立していることを報告します。

市 長 挨 拶

（市 長）

令和元年度第2回審議会の開催となります。年末のお忙しい中お集まりいただきましたことにお礼申し上げます。

元号が変わるなど話題の多い1年だったと思いま

す。富良野市にとっても観光面で、海外観光客が減少するなど、また、農業においても、一時は高温により作柄が心配された時もありましたが、概ね良好に推移する中で、一部作物に影響はありましたが、豊作での1年を終えることができたところです。

災害については、本州方面で台風による災害などが起きてはいますが、本市においては比較的穏やかな1年を過ごせたのではなかったかと思っています。

審議委員の皆様におかれましては、日頃よりまちづくりへのご配慮を賜っていることにお礼も申し上げます。

本日は、景観計画、景観条例について、審議会において皆様のご意見をいただく事となっています。最近の情勢として、富良野の土地を購入し開発する。特にホテルの建設などが計画されてきている中で、富良野の景観を守るという点で、この計画を策定するという事もあります。

さらに富良野市都市計画マスタープランの改定に

についても、これまでの経過を報告いたします。

また、諮問事項として、西学田二区の一部における都市計画の変更について、委員の皆様のご意見のないご意見をいただきたいと存じます。

ご健康で新年を迎えられますことを祈念して、挨拶いたします。

会 長 挨 拶

(藤本会長)

平成最後の年でありますし、令和最初の年でもあります。景観計画の策定を所管されている企画振興課の皆様が出席されていますが、皆様のご意見を聞く時期となったということで、皆様のご意見を願います。

審議委員の皆様におかれましては、日頃より、都市計画の決定など、土地利用に関する規制などの審議をされる立場と、市民の視点で富良野の将来がどうなっていくのかということを見据えた上のご意見をいただくという事になりますので、本日もよろしく願います。

インフルエンザが流行していると聞いていますので、皆様もご健康に留意ください。本日もよろしく願います。

(進 行)

ここで、市長は次の公務のため退席させていただきます。以降につきましては、会長に議事進行をお願いいたします。

意見聴取事項

◎意見聴取第1号

富良野市景観計画の策定について

(市企画振興課)

今回の意見聴取については、景観法第9条に基づき行われるものとなっています。

景観計画については、主に、対象となる区域の設

定、届出の対象となる行為、景観形成の基準について定めることができるもので、目標などを定めるものではなく、まちづくりの方向性を示すガイドライン的なものとなっています。

昨今の富良野市を取り巻く環境の変化という事で、市長挨拶のとおり建物が建てられているということになっています。

平成29年度には、北の峰景観地区を定め、建物の高さや色彩などの規制がされています。また、国では観光ビジョンによって、主要な観光地での景観計画の策定が推進されています。

これまで富良野市では、富良野らしさの自然環境を守る条例(以下「らしさ条例」)によって、一定の秩序ある景観形成を進めてきたところですが、今回、景観法に基づく景観計画を策定するという事で説明していきます。

資料1-2、57ページの経過から説明します。

富良野市景観計画策定委員会設置条例を平成30年に定め、委員を募集し、検討を進めてきています。52ページに策定委員会の経過を掲載しています。設置当初の委員会では、策定の目的や期待される効果について、確認しています。

委員会での意見として、自然景観だけでなく、市民の暮らしと結びついた計画としてはどうかといったものなど、多様な意見をいただきながら、今年度の第5回まで開催している状況です。

委員会と並行し、5つの市民団体から意見をいただくヒアリングを実施しています。

これらの意見を踏まえ、計画案に反映しています。

小学生対象、外国人留学生対象のワークショップも開催し、富良野の景観に対する意見をいただいています。

富良野の景観特性の1つとして、環境衛生からみた景観特性として、リサイクルのまちとして進んできたことから環境面、そして食のクリーンなイメージが相乗効果を生んでいるなどが挙げられています。

景観づくりの課題としては、市街地における景観、田園景観、リゾート地における景観、広域的な景観の4つについて掲載しています。

本日の審議会で意見をいただきたいポイントとして2つあります。

1つは、届出の対象となる行為についてとなります。資料37ページに届出の対象となる行為の規模等が掲載されています。

ただし、農林業、畜産業を営む上で必要となる行為など、届出の対象外となる場合を設定しています。

基準については、らしき条例、道の景観条例、近隣の計画の3つを参考にしています。

2つ目に、38ページの届出の基本フロー図の内容になります。届出は着手の30日前までとなっていますが、その前段に事前相談、事前公開があり、事前公開は住民説明会の開催などになります。これらを条例により定めていく考えです。

この住民説明会の(周知)範囲について、本審議会で意見をいただきたいと考えています。現在事務局で検討しているのは、工作物の一部については住民説明会等による周知は要しないとしようと考えているところです。

以上で説明を終わります。

(会 長)

この計画の策定後は、どのように進んでいくのかという点をお聞かせいただきたいのですが。

(市企画振興課)

今後のスケジュールについてですが、来年1月にパブリックコメントを実施します。同時に計画案の説明会を開催します。条例については、3月議会への提案となる予定です。早ければ6月議会にて議決となりますので、その後周知の期間をおいて8月に施行となる予定です。

届出については、施行後ただちに取り扱いが始まるわけではなく、景観計画の審議会において、計画の最終的な確認を経た後、あらためて住民への周知を図り、最短で11月に条例に基づく届出が進められていくという形になります。

(会 長)

これまでのらしき条例との届出等の違いについて教えてください。

(市企画振興課)

届出に対する罰則(届出を行わなかった場合)が景観法によって定められています。これまでのらしき条例ではここまでの強制力はありません。

また、景観形成基準から著しく逸脱した内容については、景観審議会の意見を踏まえて是正等を勧告できるようになります。他市町村においても前例はありませんが、この勧告に従わない場合の罰則もあります。

(会 長)

この場で出された意見等については、どのような形で反映されるのでしょうか。

(市企画振興課)

今回の意見を反映できるものについては計画案に反映し、1月のパブリックコメントに付していく考えです。その後の説明会の後、策定委員会において、確認し、議会への条例提案となっていく予定となっています。

(会 長)

まずは1点目についてご質問、ご意見はありますか。

(浦田委員)

届出の開始が11月と言われましたが、それより前にこうした行為があるときはどのような対応になりますか。

(市企画振興課)

今回の景観計画の策定にあたっては、北海道とも協議を進めてきています。

景観条例については3月に提案し6月の可決を予定しています。その後、7月1日に告示による手続きを行い、8月1日には、富良野市が景観行政団体という団体になります。つまり、8月1日までは、これまでのらしき条例に基づく届出を受けるということになります。

また、8月1日から11月までの期間については、法に基づく景観審議会を設置し、景観審議会の意見を聞いて、景観計画を策定するという流れになっています。この期間は北海道の景観条例に基づく届出を富良野市が受け、進達するという事になります。

11月1日からは景観行政団体として、市の景観計画、景観条例に基づく届出を受けるという形になります。

す。

(浦田委員)

工作物の種別として観覧車、コースターというのは今の時代にそぐわないのではないかと感じますが。

(市企画振興課)

工作物については、さく、塀、擁壁等から太陽光電池発電設備まで、北海道の基準があり、それをそのまま適用した形になります。北海道では概ね工作物として考えられるものはこれらになるとしています。特に現在は太陽光発電に関する届出が全道的に多い状況と聞いています。それ以外の届出はそれほどないとの事です。

(及川委員)

農林業及び畜産業を営むために行う行為について、どういふものを想定していますか。

(市企画振興課)

具体的には、D型ハウスや畜舎などを想定しています。農林業等のための太陽光発電については、農業委員会と協議しましたが、農業委員会で審査が行われるということで、農林業等のための施設であることが明らかになれば、景観計画の届出の対象から除外してもよいと考えています。

農林業等の施設を対象外とする事の経過については、庁内担当部局の協議、また策定委員会での協議、さらに美瑛町においても同様の取扱いとしていることなどから、富良野市でも適用する案としています。

(渋谷委員)

届出対象行為の区分ごとの基準について、新築、移転については、らしさ条例から適用し、ものによっては北海道の基準を適用しているとの事ですが、経過などを教えてください。

(市企画振興課)

これまで開催した策定委員会の中で、この基準についての議論をしてきています。また、庁内担当部局の中での協議も踏まえ、今回の案としているところです。

一部、北海道の基準よりも厳しいものになっていますが、この基準によって、住民の不安などが少なくな

るのではないかと考えています。

(渋谷委員)

例えば、北海道の基準ではさく、塀、擁壁の高さは5mとなっていますが、上富良野町は3mです。5mというのは結構な高さと思われませんが、富良野市で5mとした理由は。

(市企画振興課)

この件に関し、上富良野町にも確認したのですが、現時点で、さく、塀、擁壁に関する届出はないとの事です。特に市街地では高さによる圧迫感などがあると思われませんが、今後エリアごとの基準の設定等について必要があれば検討します。

(渋谷委員)

環境面で、匂いなどについても景観に付随したものと考えていますが、臭気や環境汚染に対する規制等についての考えがあるのか教えてください。

(市企画振興課)

今回の計画については、景観法に基づいた良好な景観を形成するためというところがありますので、環境面等目に見えない部分についてを対象とはしていません。

先ほどのさく、塀等の5mの件についてですが、検討の中で、新築、移転について北海道では13m、建築面積は1,000㎡としているところですが、富良野市の場合、これまでのらしさ条例が地上3階建て、700㎡としていることから、今回の計画の策定によってらしさ条例よりも緩くする必要はないのではないかと考えています。これ以外の工作物等については、らしさ条例に特に基準がなかった部分であり、これらについては道の基準を適用したという経過になっています。

(渋谷委員)

五感で感じる景観というものも富良野らしさと思いますので、意見として述べておきます。

(会長)

次に2点目についてご質問、ご意見はありますか。

(及川委員)

住民説明の範囲はどれくらいを想定していますか。住民説明の機会を公開する手段・期間についての

ルールはありますか。

(市企画振興課)

周知範囲は、隣接する地権者等、そして、町内会、連合会を想定しています。これは、らしさ条例の内容を引き継ぐ形で考えています。

周知方法については、文書を作成し、町内会等に日時、場所を周知する方法としたいと考えています。

(及川委員)

(地形的に対象の場所と近いが)道路を挟んで違う町内会になっている場合などはどうなりますか。

(市企画振興課)

最近の事例では、北の峰町での行為に係る届出に際し、御料地域の方にも案内した経過があります。

地域の町内会長等に相談した上で範囲を決めている状況にあります。

(及川委員)

町内会等が組織としてしっかりと機能していればよいのですが、衰退しているところもあるかと思えますので、プラスアルファの方法も検討されてはと思います。

(渋谷委員)

必要に応じて景観審議会において審査とありますが、どのような場合がこれにあたるのでしょうか。

(市企画振興課)

審査については、景観形成基準に基づいて行われます。ただし、許可や認定といったものではなく、適合となった際に、届出を受理し、工事着手を了承した旨通知をするものです。

景観審議会に付し意見を求める場合とはどういうものかについてですが、曖昧な表現ではありますが周辺の景観の調和を著しく欠く場合については審議会に付し、勧告または命令などといった手続きに進むということになります。

(渋谷委員)

条例ができれば条例施行規則もできると思います。施行規則の内容(細かい基準)に従って審査が行われると思います。適合の場合はそのまま通知し、不適合の場合は審議会に付すということになると思いますが、軽井沢町では施行規則によって厳格に運

用がされているという実態があります。富良野市ではどのような逐条のつくりになりますか。

(市企画振興課)

景観計画では景観形成基準などについて定め、届出等については条例で定めます。

軽井沢町の景観の考え方については、非常に厳しく規制・誘導し、積極的な景観形成を図っていこうというまちづくりの考え方になっています。

富良野市では、これまでの策定委員会の議論の中で、あまり厳しくすべきではないだろう、厳しく規制するのではなく、緩やかな誘導を図っていく手法で景観誘導をしていくべきではないだろうかという意見に基づき、厳しい規制ではなく、北海道の景観条例にあわせて、緩やかに誘導するというのが基本的な考え方となっています。

軽井沢町ではコンビニエンスストアの看板などについても色彩を規制するといった厳しい内容となっていますが、富良野市でも、例えば限定的にエリアを設定し、区域内で規制するなどの議論が成熟すれば実施できるものとは考えますが、策定委員会ではそこまでの議論にはなっておらず、また、そこまでの規制は必要ないのではといった議論となっています。

これまでらしさ条例に基づき取り扱ってきた中で、事前の説明会をクリアすることで、トラブルに至るという事が概ねなかったというのが現実であります。ただし、らしさ条例は自主条例であり、罰則等、強制力の面で、今回の景観法に基づく条例に移行するのが大きな目的となっていますので、これにより規制などが大きく変わるというものではありません。

(会 長)

全体的にご質問、ご意見等あればお願いします。

(浦田委員)

概要版に記載の計画策定の目的には、らしさ条例の制定から20年以上が経過し、富良野市を取り巻く社会環境が変化してきているとしながら、10ページの観光から見た景観特性で、ラベンダーやドラマのロケ地を訪れるといった表現になっているが、団体ヒアリングの結果や現代の若い層の富良野の認知度を考えても、すでに過去のもので古いのではないか

と思いますが。

(市企画振興課)

概要版に記載の社会環境の変化については、観光における環境や意識の変化というよりも、海外資本の参入などといった社会環境の変化を表しているものになります。

ラベンダーやぶどう畑、ドラマのロケ地の表現についてですが、最近の若い層についてはそうなかもしれませんが、富良野をこれまで形作ってきた景観の特性として相応しくないのか、ロケ地については、資料のインスタグラムの投稿などによれば、こうしたロケ地も挙がってきているという点で、特性として挙げられるのではないかという、策定委員会での意見もあり、このような記載としているところです。

(浦田委員)

インスタグラムの投稿は数百であり、全体から見ると僅かだと思われれます。

(市企画振興課)

インスタグラムの投稿を引用しているのは、旅行者という違った視点に立って、多様な見方を景観特性として見てはどうだろうかという一つの手法として記載したものになります。こうした調査によって、我々が知らなかった情報として浮き彫りになる結果となったなど、今回の策定に関する考え方の一つとして記載しているものです。

(浦田委員)

35ページの森林景観エリアの景観形成基準のポイントに茅葺建築物が記載されていますが、こういった建物はここに掲載する程多く存在するのでしょうか。

小学生対象ワークショップを実施していますが、鳥沼公園がきれいであるとか、水がきれいであるといった声があり、特定のものを示すより、こういった事の方が、市民の目が注がれるという面で景観の特性をとらえていると思われれます。

(及川委員)

富良野は農業と観光のまちですから、農村と景観がきれいなのが一番良い事だと思います。都会の人が富良野に来て、田舎の良さを感じるのは、マルシェなどまちの中ではないと思います。そうした意味で

は、農家の人がもう少し自宅の周りをきれいにしたり、使い終わったトラクターを倉庫にしまったりといった事の積み重ねが、富良野の良さに繋がっていくと思います。

鳥沼公園については、大型バスが1日3~4台来るなど最近結構人が来ていますが、トイレが古く、対外的に非常に恥ずかしいと思います。公園の景観を楽しんでも最後にトイレでがっかりされてしまうので、この計画に限らず、多角的に魅力あるまちづくりになればと思います。

(浦田委員)

13ページに市民の愛着からみた景観特性とありますが、ここに記載の事項は素直にそうだよねと思えるものだと思います。見慣れているからこそ見落としやすいものもあると思います。

(水間委員)

14ページの良い田園景観の維持・保全と継続性のある活用について、景観をマネジメントする仕組みを見据えた取り組みが求められますとありますが、この事で何か想定しているものはありますか。

また、広域的な景観形成について、展望として記載しているのか、または何か具体的なものがあるのか教えてください。

(市企画振興課)

景観をマネジメントする仕組みについて、具体的に現時点で何かあるというものではありませんが、46ページに景観づくりを支えてくためには、法的には景観協議会や、景観協定、景観整備機構などが制度的には用意されています。今後のマネジメントとしてこうした制度の活用も計画には盛り込んであります。

また47ページに景観づくりを支える推進方策の一つの例として記載しています。

広域的な景観形成について、富良野圏域5市町村で景観計画を策定しているのは上富良野町のみです。そして圏域外ですが美瑛町があります。他の町村では、現時点で策定までは考えていないとの事です。広域的な景観づくりについては、現時点で具体的な考えはありません。

(水間委員)

16ページの基本理念について、「峰々の自然とくらしが共生する田園都市ふらの」については委員会の中で議論がされていると思います。下段の文中には「みどりの国際都市」という表現があります。策定委員会の議事録も読みましたが、委員会の中で出された案の1つだったと記憶しています。意見交換の中では田畑であったり田園風景であったり観光地として、富良野の特性として田園都市になったと思いますが、下段の文章との整合性がとれていないのではと思います。ここは議論の経過をもう少し記載すればよいのではと思います。

34ページのレポート景観エリアの色彩の欄の発光を伴うものは原則設置しないこととありますが、今後北の峰・御料地域で新たに宿泊施設などができるであろう中で、現在も含め、住居と宿泊施設が混在している中で、発光を伴うものを制限することで、防犯上の弊害が出ないのかと思いますが、発光を伴うものの線引きについて、防犯灯などが含まれるのかなども含め、基準について教えてください。

(市企画振興課)

基本理念の文章については、策定委員会の中で議論をしてきた経過についてまとめさせていただきます。

発光を伴うものについては、現在、北海道と協議をしながら、どういったものが該当となるかを一つ一つ照合しながら検討している状況です。

(水間委員)

リゾート地であるが、住宅地でもあり、防犯・安全面でトラブルを招くことがないように慎重に検討してください。

(年代委員)

看板類は工作物に含まれないのでしょうか。

(市企画振興課)

屋外広告物については、北海道屋外広告物条例に基づく規制となります。44・45ページに掲載しています。

(渋谷委員)

5ページの産業について、主要な農産物の品種について情報が古いと思います。

観光については、これまで富良野では農村景観や田園風景という言葉を使っていましたが「田園景観」という言葉がこの計画で初めて使われたのではないかと思います。議論の経過について教えてください。

また農産物および加工品などの「食」については、地元食材の提供などの食と観光の結びつきは大きいと思いますが、もう少し(詳しく)書き方を工夫されてはと思いました。

14ページの景観づくりの課題の、良好な景観の維持・保全と継続性のある活用について、農業は富良野市の基幹産業であり、観光資源でもある田園を維持・保全しつつ、観光資源としての田園景観が共存する継続性のある景観づくりを進めていくとありますが、生業としての田園を維持・保全しつつ、観光資源としての田園風景とした方がよいのではないかと思います。

自然環境と調和したリゾート地や街並みの維持・保全について、予想されますという言葉が使われていますが、予想だと根拠がないのではないかと読み取れます。根拠が伴うのであれば予測、想定といった言葉がふさわしいと思います。

電柱の地中化について、景観計画には記載されていませんが、策定委員会での議論があったのであれば教えてください。

(市企画振興課)

ご指摘いただいた点については再度精査します。

電柱の地中化について、議論の中では、沿道の景観としてどうなのかといった議論がされています。44ページに景観重要公共施設の記載がありますが、ここに道路についても記載されています。例えば幹線道路などを景観重要公共施設に位置づけるなど、今後、検討材料となるのではないかと考えています。

ただし、地中化については、景観、安全上よいものではありませんが、受益者負担が比較的大きいことあり、合意形成に時間を要するという点も議論の中では出されました。

(渋谷委員)

景観計画を全体的に見て、文章と写真で構成され

ているので、硬い印象を受けます。一部にはありますがイメージ図などを積極的に使うなどした方が、読みやすく、イメージしやすいものになると思います。

(及川委員)

電柱の地中化について、現在電力会社や通信会社などが道路の両側にそれぞれ電柱を設置しているところもありますが、これをまとめるだけでも景観としてははっきりすると思います。

42ページに道路の緑化について記載がありますが、確かに道路に木を植えることは景観としてはよいことかもしれませんが、除雪等を考えるとない方が効率がよいという事も考えられますし、交通安全の面でもどうかと思う面もあります。ポイントを絞って緑化を推進するといった事なども検討してはと思います。

屋外広告物について、許可基準の大きさについては基準がありますが、光の強さについての基準はないのでしょうか。ないのであればこうしたことも検討されてはと思います。

(会長)

他になければ以上で終わります。

報 告 事 項

◎報告第1号

富良野市都市計画マスタープランの改定について

(事務局)

議案の1ページ、資料は2-1をご覧ください。

はじめに、6月に実施しました市民アンケートの集計結果につきまして報告いたします。

アンケート期間は、6月11日から6月末の期間で実施をしました。回答率は32.2%となっています。

右側がアンケート項目ごとの結果となっています。右の列の「満足度」と「重要度」の数値については、5段階評価をそれぞれ100点、75点、50点、25点、0点とし、全回答の平均値を記載したものです。左の分布図はこの数値をグラフ化したものになります。

表の中で、満足度が低く、重要度が高い項目につ

いて赤字で表示しています。これら12項目については、次期マスタープランの策定に向け、優先的に考慮・検討する事が必要な事項と考えられます。

資料の裏面をご覧ください。こちらは項目ごとにまとめたもので、調査に対する補足やその他として記述いただいたものもまとめています。

問5、土地利用及び市街地整備に関することですが、空き家、空き地の利活用と定住促進のための住宅供給の2項目について満足度が低く、重要度が高くなっています。

空き家、空き地については、市街地内に存在している事や、使えるものは活用すべきとの意見が見られました。また、富良野市は賃貸物件の家賃が高く、移住定住のために適切な住宅環境を望むといった意見が見られました。

他に、富良野駅周辺の活性化を求める意見、また、観光だけでなく住民の暮らしも考えるべきといった意見がありました。

問6の交通体系の整備に関することについてですが、身近な生活道路の維持補修、歩道のバリアフリー化、自動車がなくても暮らしやすい公共交通の充実、除雪や凍結防止の対応の4項目が、満足度が低く、重要度が高い結果となりました。特に公共交通に関しては、高齢化が進む中にある足の確保といった市民の不安が結果としてあらわれていると考えられます。

除雪の対応については、降雪の多さとその対応の現状によるものと考えられる不便さに対する意見、住民に対する除雪に対する指導の必要性などがありました。

問7の自然環境及び公園緑地の整備に関することについてですが、この項目については、他の設問に比べ、満足度が高めで重要度も低めとなっていることから、水とふれあえる河川や公園、あるいは街路樹に関する事など、諸課題はありながらも他の項目に比べ優先順位の高い課題となるものは少ないと考えられます。

問8の都市防災に関することについてですが、昨年の地震による道内全域の停電などもあり、多くの

項目で重要度が高く、防災に対する市民の関心の高さが結果から見えてきました。

防災機能を強化した公園施設整備、主要施設の停電時対策、減災に繋がる地域コミュニティ、防災情報の周知と共有化が、満足度が低く、重要度が高くなっています。

問9のその他の都市施設の整備に関することについてですが、子育てのための施設整備について、満足度が低く、重要度が高い結果となっています。

記述意見には、曜日に関係なく利用できる施設や天候の影響が少ない施設を求めるものがありました。また、施設のバリアフリー化など高齢者のための施設整備についても重要度が高い結果となっています。

問10の都市景観の形成に関することについてですが、こちらも空き家、空き地に関する項目で満足度が低く、重要度が高くなっています。また、リゾート開発に係る規制と適正誘導についても比較的重要度が高く、富良野市を印象付けるための景観のあり方、あるいは海外資本による開発への懸念などが伺えます。

以上がアンケート結果の概要となります。この概要版については、市のホームページにおいて公開いたします。

次に、現行のマスタープランの評価について説明いたします。資料2-2をご覧ください。

現行のマスタープランに掲載している都市レベルの基本方針についてを項目ごとに表で表し、さらに事務局段階での評価、そして次期マスタープランに向けての考え方をまとめています。今回の評価については、現行マスタープラン策定後の都市計画変更などをもとに修正が必要な箇所として記載したもので、現況の細かい分析がまだ整っていませんので、評価の第1段階の案としておさえていただければと存じます。また、今回資料としているのは、都市レベルの基本方針についてとなります。地区レベルの基本方針については、次年度の審議会における議論となります。

全体的に、現行マスタープランで方針として掲げ、すでに実施済みのものなどについては、実施後に

おける方針として見直しをする必要があるとしております。現状で、見直しが必要であろうと考えている箇所について説明いたします。

まず、1番目の土地利用の基本方針の①都市地域と農業、森林地域の明確な区分化を図り、自然と調和のとれたまちづくりについてですが、一昨年に下御料地区の用途地域に隣接する区域の都市計画変更を行いましたので、この箇所につきましては、変更後の内容への見直しが必要と考えています。

学田三区の国道沿道の方針につきまして、地域高規格道路が開通していることから、内容の見直しが必要と考えています。

③の長期的な視野に基づいた市街地内の土地利用の促進についてですが、駅西地区の住宅地の配置について、現在北海道で見直しが進められている整開保の内容に合わせた見直しが必要と考えています。具体的にどの箇所がというところはこれからの検討課題となりますが、整開保において、住宅地の区分を、現行の一般住宅地と専用住宅地の2つの区分に高度利用住宅地を加えた3つの区分に細分化していることから、これにあわせた見直しが必要と考えています。

③の北の峰地区につきましては、一昨年の都市計画変更を踏まえた見直しが必要と考えています。

3ページの2番、市街地の開発及び再整備の基本方針の②市街地内の面的な未利用地の開発整備についてですが、現状の分析を進め、将来的な土地利用の方向性については、農業振興地域との調整や新しい用途地域である田園住居地域への変更などが必要かについて、今後検討する必要があると考えています。

③の北の峰地区については、先ほど説明した内容と同じですので省略します。

3. 交通体系の整備に関する基本方針の①地域高規格道路についても、先ほどの説明と同じとなります。

③の市街地内の幹線道路の再検討については、未着手となっている都市計画道路の見直しに関する項目ですが、現行のマスタープラン策定後の平成24年に未着手都市計画道路の見直し方針が策定済

みであり、これにあわせた見直しが必要と考えています。

5ページの4番、自然環境の保全及び公園緑地の整備に関する基本方針の⑦住民参加による「まちごと公園」の促進についてですが、マスタープラン策定後に策定予定の緑の基本計画への掲載について、見直しを含めて検討が必要と考えています。

6番のその他の都市施設の整備に関する基本方針についてですが、⑥の市場については、民間移譲に伴う見直しが必要と考えています。

6ページの7番都市計圏形成に関する基本方針についてですが、現在、景観計画を策定中で、次期マスタープランの期間にあつては、景観計画及び景観条例が施行されていることから、見直しが必要と考えています。

6ページの下には、アンケート調査や事務局の案をもとに、次期マスタープランへの掲載を検討するキーワードを記載しています。

最後に、スケジュールにつきまして説明いたします。前回の審議会から少し修正をしています。現況分析につきましては、現時点ですべては整っていませんので、期間を延ばしています。これにあわせ、その次以降の予定もずらしています。

最終的に令和2年度末までの策定に向け、今後、審議会を開催しながら、進捗にあわせて皆様のご意見を伺っていきます。

以上、報告第1号についての説明を終わります。

(会長)

ただ今の説明に対するご質問、ご意見はありますか。

(及川委員)

1. 土地利用方針の①の農業地域、森林地域に大沼地区、扇山地区、下五区的良好な農地を積極的に保全と書いてありますが、この地域だけに限定している(鳥沼は入っていない)理由はあるのでしょうか。

(事務局)

都市計画として農地を保全するというのは直接的な手立てではなく、農業以外の開発が及ばないよう

にするという観点になります。この地域は、市街地に隣接していることから、市街地から滲み出すように開発が進みやすい環境にあるためです。

(渋谷委員)

スケジュールについて、1月に将来目標設定とありますが、次回の審議会で議論という事によろしいでしょうか。主要課題の整理が終わっていない段階で目標の設定とはならないと思いますので、順序通りの手順で進めていただければと思います。

(事務局)

事務局で作業を進め、都市計画審議会を開催する時点でお示しできる情報をもとに議論を進めるということと考えています。スケジュールに記載の予定で進める考えでいます。

(水間委員)

12月までに主要課題整理とありますが、次回の審議会に議論するという事によろしいでしょうか。

審議会の議論で新たに課題として記載するという事もあるということによろしいでしょうか。

(事務局)

次の審議会までには課題整理を終え、審議会に議論していただく予定でいます。その中で新たな課題などを記載するようになることもあります。

審 議 事 項

◎議案第1号

富良野都市計画特定用途制限地域の変更について

(事務局)

今回の変更は、西学田二区の一部において、現状の道路及び橋梁の位置に基づき、北海道決定による都市計画区域界の変更を行うにあたり、これにあわせて、特定用途制限地域の区域を変更しようとするものです。

変更内容については、区域の変更に伴う面積の変更のみとなっており、規制内容などの変更はありません。

変更箇所については資料3の5ページ、総括図をご覧ください。場所につきましては図で示す場所になります。現在の都市計画区域は、道道奈江富良野線と市道ワイン通線の位置が変更になる前の状態でこれまでできていましたが、10年に一度見直す整開保にあわせ、北海道に対し、この区域を現状の道路にあわせることを協議した結果、今回変更する運びとなり、これにあわせて、市決定である特定用途制限地域を変更するというものです。

詳細については、資料3の5ページ、変更箇所図をご覧ください。黒い点線が現状の都市計画区域になります。この区域界は、旧道道、旧市道の中心となっており、現在は一部が市道となっていますが、道路ではなくなり、橋も移動している状況です。これを現在の道道、市道の中心に変更するものとなっています。新しい都市計画区域は赤線であらわしている箇所になります。

特定用途制限地域については、河川には指定していませんので、緑色と青の箇所が現行、赤い箇所が変更後となります。

面積は、0.8haの減、0.1haの増となります。

なお、この変更により新たに規制の対象区域に入る既存の建築物はないため、不適格となる建築物等はありません。

次にこれまでの手続きと今後のスケジュールについて説明いたします。

議案3ページの②経過をご覧ください。

本年3月に住民説明会を実施しています。説明会には地権者の方に出席いただきましたが、案の変更を伴うような意見はありませんでした。

7月に道都市計画課との事前協議、そして、9月に道路、河川、農業振興地域を担当する道の関係機関と協議を行っています。こちらについても意見はありませんでした。

今後の日程ですが、本会議にて諮問の後、1月8日に告示し、22日まで案の縦覧を実施します。

この縦覧の結果を踏まえ、2月に都市計画審議会を開催し、答申をいただく予定となっています。その後は、北海道との正式な協議を経て告示となる予定

となっています。

以上、議案第1号につきまして、説明を終わります。

(会長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見をうかがいます。

(委員)

なし

その他

(事務局)

①次回の都市計画審議会について、2月中の開催を予定していますが、必要に応じてご案内します。

②北海道決定である富良野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直し、都市計画区域の変更について、前段の特定用途性雄現地域と並行して北海道による手続きが進められています。1月8日より縦覧がありますが、市の窓口(都市建築課)も縦覧場所となっています。

(会長)

それでは、以上で議事を終了し、進行を事務局にお返しします。

閉会(17:00)

(事務局)

議案の日程がすべて終了しましたので、以上をもちまして、第56回富良野市都市計画審議会を閉会いたします。